

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月7日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第14号

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の任用に関する規則（昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>（選考による採用）</p> <p>第10条の6 次の各号のいずれかに掲げる職への採用は、選考によることができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項（第1号に限る。）<u>又は</u>第18条第1項の規定により採用された者をもって補充しようとする職</p> <p>(8) 略</p> | <p>（選考による採用）</p> <p>第10条の6 次の各号のいずれかに掲げる職への採用は、選考によることができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項（第1号に限る。）<u>若しくは</u>第18条第1項の規定<u>又は佐賀県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年佐賀県条例第63号）第9条第1項（第1号に限る。）の規定</u>により採用された者をもって補充しようとする職</p> <p>(8) 略</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。